

少子化対策の抜本強化について

【担当省庁：内閣府、厚生労働省、文部科学省】

1 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減させるため、以下の施策を講じていただきたい。

〔幼児教育・保育料の無償化〕

- 抜本的な少子化対策を推進するためには、子育てへの経済的負担感を軽減し、幼児の誰もが教育・保育を享受できるよう、**幼児教育・保育料の無償化を実現**していただきたい。

現在、第3子以降の保育料については、**国の制度として年収約360万円未満の世帯が無償化**となっているが、その水準では夫婦共働きで懸命に子育てを頑張っている世帯が対象にならないケースが多く、**子育て世代の負担軽減には不十分**である。

従って、まずは、児童のいる世帯の**平均的な所得水準として約700万円までを、ナショナルミニマムとして無償化**していただきたい。

〔子どもの医療費助成〕

- 子どもの医療費助成については、子どもを安心して産み育てられる環境整備の観点から、**全国の8割以上の市町村が中学生までを対象に助成を実施**している状況を鑑み、**ナショナルミニマムとして国において義務教育終了までの子どもを対象に制度化**していただきたい。

また、国民健康保険制度における子どもの医療費助成に係る**国庫負担金等の減額調整措置**について、**就学前までの分を緩和**いただいたところであるが、**対象年齢にかかわらず廃止**していただきたい。

京 都 府 の 担 当 課	文化スポーツ部 文教課 (075-414-4516) 健康福祉部 医療保険政策課 (075-414-4576) こども総合対策課 (075-414-4631)
------------------	--

■第3子以降の幼児教育・保育料無償化の状況

	国の制度	京都府の上乗せ制度
開始時期	平成28年度	平成27年度
所得制限	約360万円未満の所得の世帯	約640万円未満の所得の世帯
無償化カバー率 (保育料ベース)	幼稚園:約7% 保育所:約6%	幼稚園:約42.6% 保育所:約44.2%

※H29年度から国において市町村民税非課税世帯(約270万円未満)の第2子保育料無償化

■第3子以降無償化の全国の実施状況

3歳未満への実施	13道県	年齢制限なし	16府県 (京都府含む)
----------	------	--------	--------------

■児童のいる世帯の平均所得金額等(約700万円)

1世帯あたりの平均所得金額	712.9 万円
末子が3歳未満の世帯の平均所得金額	643.1 万円
末子が3～5歳の世帯の平均所得金額	721.7 万円

▶ 児童のいる世帯で平均所得金額339万円未満の割合 約16.9%

■京都府出生数の推移(厚生労働省「人口動態統計」)

H2	H12	H22	H24	H25	H26	H27
24,209人	23,997人	21,234人	20,111人	20,106人	19,583人	19,644人

■京都府の子どもの医療費助成の状況(中学生まで対象)

	京都府の取り組み	国の制度
対象年齢	中学校卒業まで	
自己負担 の上限額	入院 200円 通院3歳未満:月200円、3歳以上:月3,000円	制度無し

■全国市町村の医療費助成の実施状況

都道府県	子どもの医療費助成を実施している団体	全都道府県
	小学校就学前を対象にしている団体	26道県
	小学生以上の学年も対象にしている団体	15都府県
市町村	子どもの医療費助成を実施している団体	全市町村
	小学校就学前を対象にしている団体	入院 1,718 (100.0) 通院 1,718 (100.0)
	小学生まで対象にしている団体	入院 1,688 (98.2) 通院 1,530 (89.0)
	中学生まで対象にしている団体	入院 1,584 (92.2) 通院 1,380 (80.3)

2 不妊治療助成制度の拡充

不妊治療については、精神的負担もさることながら、経済的な負担が非常に大きく、国制度の体外受精、顕微授精及び男性不妊について設定されている**所得制限（夫婦合算730万円未満）**では、**経済的負担軽減が不十分**である。

国における制度の所得制限を撤廃するとともに、京都府が独自に助成している人工授精や不育症（習慣性流産等）治療を給付対象にしていただきたい。

■不妊治療助成の状況

▶ 国の制度に加えて、独自の助成制度を展開している

	国の制度 不妊治療	京都府の制度		
		国制度分 特定不妊治療	府単独事業	
			一般不妊治療	不育症治療
対象治療	体外受精、顕微授精（男性不妊治療を含む）	同左	保険適用治療 人工授精	へパリン治療等による保険適用治療
給付内容	上限15万/回（初回30万） 男性：上限15万/回	同左 男性：上限20万/回	自己負担の1/2 一般：上限10万/年 （保険適用のみは6万/年） 不育症：10万/回	
助成回数	39歳以下：6回 40歳以上：3回	最大10回	制限なし	
所得制限	夫婦合算730万円未満	同左 （男性不妊を除く）	制限なし	

※ 申請実績（平成28年度）

- ▶ 特定不妊治療申請実人数 892人（京都市除く） ⇒ うち妊娠された方 522人
- ▶ 一般不妊治療申請実人数 3,423人 ⇒ うち妊娠された方 1,040人

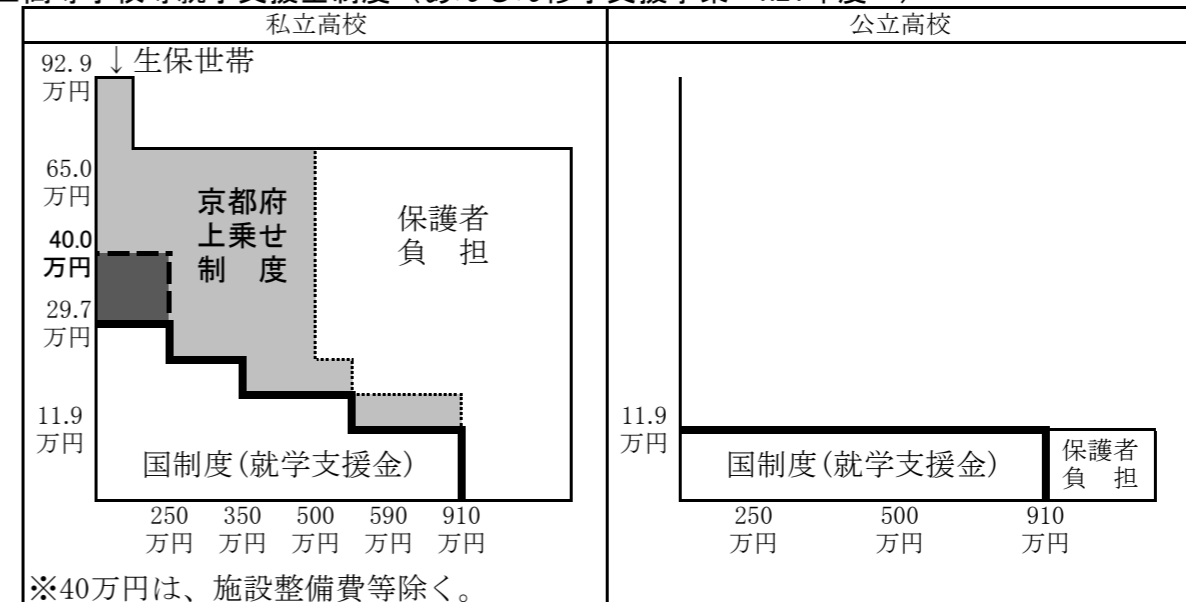
3 高校生の修学支援

経済的理由により、希望する高校での修学を断念することがないよう、国全体でしっかり支えていく必要がある。

現在の**国の高等学校等就学支援金は住民税非課税世帯（概ね年収250万円未満）**に対して**29.7万円**と、私立高校での修学に必要な額（年間授業料と併せて必要となる施設整備費等の合計額の全国平均は72万円）には**大きく不足**している。

まずは、**住民税非課税世帯について、年間授業料の全国平均である約40万円の水準まで就学支援金を引き上げられたい。**

■高等学校等就学支援金制度（あんしん修学支援事業 H21年度～）



■上記制度の効果

▶ 経済的理由による中退者率 20年度 4.0% → 27年度 2.7% ▲1.3%

■京都府の上乗せ制度（あんしん修学支援事業）に要する財政負担規模

H26	H27	H28
4,189百万円	4,187百万円	4,132百万円

* H26は基金1,288百万円含む

4 「地域少子化対策重点推進交付金」の拡充・強化

結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるためには、地域の実情に応じた総合的かつ継続的な少子化対策の取組が必要である。

そうした地方の取組に対して**国の地域少子化重点推進交付金**で支援いただいているが、補助対象が限定的であり、**地域の実情に応じた取組に対応できない場合があるため、**

- ① 住居取得支援等対象事業を新婚世帯に限らず、**子育て世帯まで拡大**
- ② 補助対象を短期的に変えることのないよう**継続的・安定的な制度運用**

などについて制度の充実を図られたい。

■当該交付金の対象外の京都府関連の事業

- ▶ 子育て応援住宅総合支援事業（150,000千円）【京都府】
→ 市町村が行う**子育て世帯の住宅確保経費補助**に対する支援
- ▶ 子育て世帯の同居・近居支援補助制度（1,000千円）【亀岡市】
→ 同居・近居のためUターンする子育て世代の住宅取得や転入費用に対する補助

■制度改善のポイント

- ▶ 子育て世帯の住居取得支援等、真に地方が実施したい事業への拡充
- ▶ 年度によって補助対象を変更することなく、継続的・安定的な制度運用を

■内閣府地域少子化対策重点推進交付金<⑳補正：40億円>

- | |
|--|
| 1. 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた結婚支援に係る新たな取組
[補助率10/10]
①総合的な結婚支援、②企業・団体・学校等による取組への支援等 |
| 2. 「ニッポン一億総活躍プラン」を推進するための地域の体制整備や人材育成に係る先進的な取組 [補助率3/4]
①自治体間連携を伴う結婚支援（小規模自治体支援）
②ライフプランニング・キャリア形成のための体験交流活動 |

■内閣府地域少子化対策重点推進交付金<㉑当初：5.7億円>

- ▶ これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開支援事業
- | |
|---|
| 1. 結婚に対する取組（マッチングシステムの構築、マリッジサポーターの育成等） |
| 2. 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組（配偶者の出産直後の男性の休暇取得や男性の家事・育児参画の促進等）
[補助率1/2] |
- ▶ 結婚新生活支援事業
- | |
|------------------------------------|
| 1. 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借用に係る支援 |
| 2. 新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援 |